



転載・複写禁止



時津町指令 5時住第470号  
令和6年1月12日

## 許 可 証

住所 長崎市住吉町15番17号  
氏名 株式会社 長崎環境美化  
代表取締役 奥野 良功

令和5年12月7日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、時津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第18条第3項の規定により、下記のとおり許可する。

時津町長 山上 広信



記

1 許可番号

時津一廃許第54号

2 一般廃棄物の種類

事業系一般廃棄物

3 収集、運搬及び処分の区別

収集、運搬

4 許可期限

令和6年1月8日～令和8年1月7日

5 許可条件

クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターに搬入する場合は、時津町のごみ分別を行い、クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターの指示に従うこと。

なお、搬入時の処理手数料については、長与・時津環境施設組合手数料条例に規定してある額を納入すること。

毎月の実績を報告書により翌月の10日までに提出すること。